

2023（令和5）年度 第1回 名桜大学FD/SD合同研修会 報告

2023年5月31日に第1回名桜大学FD/SD合同研修会が開催された。以下では、その要点を報告する。

1. 名桜大学情報セキュリティポリシーについて

メディアネットワークセンター長である中里収先生から、名桜大学情報セキュリティポリシーについての説明がなされた。

本学の情報セキュリティポリシーは、情報システム運用基本方針、情報システム運用基本規程、情報システム利用規程の三つによって定められており、三つの文書の要点が説明された。

2. 2022年度学生生活実態調査（ハラスメント部分）の解説について

学生サポート委員である小川寿美子先生から、2022年度学生生活実態調査（ハラスメント部分）の解説がなされた。

907名からの回答があった実態調査において、ハラスメントに関する学内啓発活動の周知度（ポスター、チラシ等を見たり、読んだりした）は31.5%であること、ハラスメントに係る相談窓口の存在を知っている学生が15.8%であること、本学の関係者からのハラスメントを受けた学生が存在していたこと（パワハラ14件、アカハラ8件、セクハラ3件等）、その学生が相談窓口で相談した件数は1～2件であったこと等が報告された。

次に、文科省のハラスメント対応事例調査においては、研修の実施、相談窓口の周知、学生サポーターの活用、行動計画の策定等の有効性が挙げられていることが紹介された。

そして、第一点目に、早期発見・予防に力を入れ、相談体制を整えること、第二点目に、「ハラスメント＝人権侵害」という意識を定着させること、第三点目に、ハラスメントの定義を明確化すること、こうしたことにより、学生・教職員のハラスメントに関するリテラシーを高めることが提言された。また、新入生に配布されているハラスメント防止に向けたリーフレットの改善点が指摘された。さらに、ハラスメントに限らず、学生生活関連相談の件数が過去5年間では30件と少ない点をどのように判断するのかとの問題提起がなされた。

3. 矢野恵美氏によるハラスメント事例紹介・解説等について

琉球大学ハラスメント相談支援センター長である矢野恵美氏によるハラスメント事例紹介・解説等についての講演が行われた。

まず、ハラスメントは非対等な人間関係の中で起こること、大学教員は学生に対して成績評価や単位認定等の「生殺与奪の権利」を持っていることを十分に認識しておくべきこと、学生に対しては、指導と改善を目的とした言動を行うことが確認された。

また、ハラスメントに関する法的規制が強化されるとともに、社会の目が厳しくなり、

「ハラスメントに甘い」とみられた場合、大学の大きなイメージダウンにつながるとされた。

次に、パワー・ハラスメントの具体例として、指導の放棄（卒論指導についての連絡をしない、否定はするが修正点を明確に示さない等）、暴言・過度の叱責（人格否定、属性による差別、容姿に関する発言、親族に関する発言等）、人間関係からの切り離し（「部署の連絡を回さない」といったことのみではなく、挨拶をしても無視する等）が紹介された。

このようなハラスメントを見聞きした場合は、被害者に一緒に相談に行こうと促す、第三者として相談に行く（極力、当事者の了承を得て）、心配していると声をかける等を行うことが提案され、その前提として、早期に、匿名でも第三者として相談できる場所を作ること、相談担当者は専門性のある人と専任相談員を配置すること、守秘義務を徹底することが必要だとされた。

ハラスターの特徴は、「相手（部下・学生）にも自分と同じように人権があるのだ」という意識に欠けていることだとされるとともに、ハラスメントか否かの判断が難しい場合は、「自分自身や自分の大切な人が同じことをされても問題がないと思えるのか」を基準として考えてみてはどうか、との助言があった。

（文責：板山 勝樹）



FD/SD 研修会の様子



学生生活実態調査（報告）



ハラスメント事例紹介・解説等



学長からのお礼